

## 第24回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年6月20日（金）午後1時30分  
場 所 大田原市役所 1階101・102会議室

### 次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議事録署名人の選任について
- 4 議 題
  - (1) 報告第1号 大田原市農地利用最適化推進委員の欠員補充について
  - (2) 議案第1号 農用地利用集積等促進計画について
  - (3) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - (4) 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - (5) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - (6) 議案第5号 非農地証明願いについて
- 5 出席委員（16名）（法律第27条第3項規定）

1番 渡邊 和子	2番 越沼 良	3番 秋本 則夫
4番 阿見 芳	5番 助川 悦夫	6番 津久井 勝之
7番 植竹 裕子	8番 笹沼 保治	9番 郡司 裕一
11番 相馬 和恵	12番 岩城 善広	13番 鈴木 賢一
14番 古沢 成子	15番 屋代 幸子	16番 唐橋 洋子
17番 佐藤 孝		
- 6 欠席委員 10番 荒井 一夫
- 7 本会に出席した職員  
農業委員会事務局長ほか 5名
- 8 傍聴人 なし

### 開会の宣言

午後1時30分 開 会

### 大田原市農業委員会憲章唱和（2番）

事務局 それでは会長職務代理者のごあいさつをお願いします。

議 長 （鈴木 賢一） <あいさつ>

本日の出席委員は16名であり、定足数を満たしております。ただいまから第24回農業委員会総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名人の選任について、議長において指名してよろしいでしょうか。お諮りいたします。

<異議なしの声あり>

議 長 (鈴木 賢一) 異議なしの声ですので、議事録署名人には、14番古沢委員、15番屋代委員を指名します。会議の書記につきましては、事務局の農業振興係長をお願いいたします。

今回、事前に配付しております議案資料に訂正等がありますので、事務局から説明をお願いします。

事務局 <資料訂正箇所等の説明>

議 長 (鈴木 賢一) それでは議事に入ります。

報告第1号「大田原市農地利用最適化推進委員の欠員補充について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 <追加配布資料説明>

議 長 (鈴木 賢一) 事務局の説明が終わりましたので質疑に移ります。

質疑はございませんか。

<質疑なし>

議 長 (鈴木 賢一) 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

次に、議案第1号「農用地利用集積等促進計画について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 <総会資料説明 4～7ページ>

議 長 (鈴木 賢一) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。

質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (鈴木 賢一) 質疑がないようですので、採決いたします。本議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (鈴木 賢一) 全委員賛成と認めます。

議案第1号については、原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は4件です。はじめに事務局から説明をお願いします。

事務局 <総会資料説明 8～9、14ページ>

議 長 (鈴木 賢一) 次に現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。越沼委員。

現地調査担当委員(越沼 良) 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について報告いたします。先ほど事務局の説明と地元推進委員の報告によりまして、19番から22番いずれも申請については特に問題ないと見ております。以上です。

議 長 (鈴木 賢一) 事務局の説明と、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (鈴木 賢一) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (鈴木 賢一) 全委員賛成と認めます。

議案第2号については、原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は3件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明10ページ、別冊資料説明2～6ページ>

議 長 (鈴木 賢一) 次に現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。越沼委員。

現地調査担当委員(越沼 良) 議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について報告いたします。6月18日に現地調査班第3班で現地を確認して参りました。申請番号4番、富池地内の案件については、転用目的は農機具格納庫ということで、現況としては農地として利用されており、法令上特に届け出のみで良い案件ですが、きちんと手続きをとったような形で特段問題ないとみております。申請番号5番、浅香1丁目地内の案件につきましても、アパート住宅を建てた残地の部分の追加の転用という案件になっており、周りに隣接する農地も全くございません。転用することに問題はないとみております。現況としてもしっかり農地として管理されておりました。申請番号6番、末広3丁目地内の案件につきましても、現況は既に駐車場として利用されているということで、始末書が添付されているということと、農地に復旧することもやはり困難とみておまして、みなし追認という形になります。以上です。

議 長 (鈴木 賢一) 事務局の説明と、現地調査担当委員の報告が終わりました。本議案中の議事参与案件であります。資料10ページ、申請番号4番について、10番荒井委員が該当いたしますが、本日欠席していることから、このまま一括して審議を続けます。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (鈴木 賢一) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (鈴木 賢一) 全委員賛成と認めます。

議案第3号については、原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上

程します。申請件数は2件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明11ページ、別冊資料説明8～10ページ>

議長（鈴木 賢一） 次に現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。越沼委員。

現地調査担当委員（越沼 良） 議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について報告いたします。申請番号8番、須賀川地内の案件についてですが、先に事前着工してしまったという部分については、搬出路のところになります。農地についても既に雑草が生い茂って、農地として利用されていないというように見て取れました。あと事務局から終わった後に追加で報告をお願いしたいのですが、貯木場として使う農地についてはちょっと傾斜があるようでして、そこへの進入路については土盛りをするのかどうかというところを最後に補足いただけたらと思います。申請番号8番については特に問題ないと見ております。申請番号9番、元町1丁目地内についてですが、こちら一部残っている農地については擁壁を行っているということで問題ないとみておりますし、他は既に住宅に囲まれておりますので問題ありません。現地について、以前は元々近所の方が草刈りなどをして整備しておりまして、今回の案件が決まったということで手入れしないでいいという地主の意向もあって今現在はちょっと草が荒れ果てた状態になっておりますが、転用そのものについては問題ないとみております。以上です。

事務局 土盛り等の整地を行うのかという点につきましては、土盛り等の整地は一切行わないということで、会社の方から持ってくる鉄板などを用いながら貯木場としていくということで確認をしております。説明は以上です。

議長（鈴木 賢一） 事務局の説明と、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長（鈴木 賢一） 質疑がないようですので、採決いたします。本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長（鈴木 賢一） 全委員賛成と認めます。

議案第4号は、原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第5号「非農地証明願について」を上程します。

申請件数は4件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明12～13ページ、別冊資料13～19ページ>

議長（鈴木 賢一） 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。越沼委員。

現地調査担当委員（越沼 良） 議案第5号、非農地証明願について報告いたしま

す。申請番号6番、大豆田地内の件につきまして、こちらは道路沿いに本  
当に狭い土地で、一部カーポートとして、あとは砂利敷きという様相でし  
て、農地に復元することが困難ということで、非農地証明することに問題  
ないと思います。申請番号7番、八塩地内の件につきましても、こちら  
も事務局の説明どおり既に原野となっておりまして、農地に復元するこ  
とは困難と見てまいりました。申請番号8番、狭原地内ですが、牛舎跡  
地の建物を確認してまいりまして、一部、その建物の上物はないの  
ですが、基礎であったであろうものも残っていたりという状況で、  
建物が無い部分については綺麗に草刈りなどしてあって手入れは  
されていたという状況です。ただ、土地の境界についてはブロック  
というかコンクリートが境界沿いに敷設されておりまして、  
そうした状況から非農地として証明することは問題ない  
と見てまいりました。申請番号9番、富池地内、こちら  
も既に倉庫として利用されており農地に復元するのは困難  
ということで、こちら  
も問題ないと見ております。以上です。

議 長 (鈴木 賢一) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が  
終わりましたので、質疑に移ります。質疑はござい  
ませんか。

<挙手なし>

議 長 (鈴木 賢一) 質疑がないようですので、採決  
いたします。

本議案について、原案のとおり証明することに賛成  
の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (鈴木 賢一) 全委員賛成と認めます。

議案第5号は原案のとおり証明することと  
いたします。

議 長 (鈴木 賢一) 本日予定された議事の審議は、  
すべて終了しました。

次に、その他に入ります。議事案件以外に委員の  
皆様からご意見、ご質問等ありましたら  
お願いします。

事務局 先月の5月総会において、議案第4号申請  
番号3、■■■■氏によるア  
パートの駐車場および住宅進入路の一部  
拡張に関する転用申請について、現地  
が既に駐車場となっていたということで、  
その経緯を明らかにするために保留とな  
った案件について報告をしたいと思いま  
す。6月16日、代理人および申請人から  
話をお伺いいたしました。アパートの設  
計当初につきましては、1階部分は単身  
者用の世帯で、2階部分は2人入居用の  
世帯として設計をしたそうです。ところ  
が、入居が全て2人入居となりまして、  
急遽駐車場に不足が生じたという経緯  
でございました。申請人と代理人との  
間で、それぞれの連絡がうまくいって  
いなかったというところがありまして、  
急遽、駐車場の整備を始めてしまった  
という経緯でございました。本来であ  
れば、アパートの転用申請を行う時に  
あわせて当該地も申請すべ

きだったと本人も申ししており、この度の農地転用申請につきましては2回目の始末書が提出されております。委員の皆様におかれましては、寛大な処置をお願いしたいということでありました。以後もう二度とこのような違法行為がないよう、十分注意してまいりますとの申し出でありました。この度の原因につきましては、申請人の農地法に対する認識不足と、代理人による申請人との間の連絡調整不足によるものと事務局では考えております。本日の議案第3号にもありましたが、隣接するアパートの駐車場の事後承認の転用、それと状況が非常によく似ております。そもそも少ない面積の農地を残地として残してしまうという計画のあり方にも問題があったものと考えております。この度の案件では、事務局といたしましては、転用申請時に事前に詳細な相談もありませんでした。残地の取り扱いにも十分な指導ができなかったという点も事務局としては悔やまれるところでございます。今後の対応ですが、事務局といたしましては、申請人に対しては、もう二度とこのようがないよう厳重に注意するとともに、代理人に対しては、活用ができないような小面積での農地を残すような計画の策定ではなく、残地の取り扱いにも充分配慮した土地の有効利用を考えた事業計画とするよう注意をしていきたいと考えます。つきましては、この度の案件につきましては、本日ご許可いただけますよう、皆様のご審議のほどをよろしくお願いしたいと思っております。説明は以上です。

議長 (鈴木 賢一) 事務局の説明が終わりましたので質疑に移ります。質疑はございませんか。

<佐藤 孝委員挙手>

佐藤 孝委員 17番佐藤です。今の説明を聞きまして本件については、以前にもそういった経過があって、注意をしたという経緯があったと思うのですが、本当になにか本人を観察するとかなり適当というか、そういったイメージもありまして、この扱いについて再申請ということではなくてこの場で承認してしまうということではよろしいでしょうか？

事務局 この場で可能であれば許可をいただきたいということで申ししておりました。

佐藤 孝委員 実は先日、彼の家をちょっと見てきました。図面の中に宅地というところと農地の部分がありまして、それがまた駐車場になっているのではないかというような感じ、あくまでも感じですが。そんな状況が見受けられまして、ちょっと再確認をしたいと思っておりますが、わかりました。今日はそれで許可をするということですね。

事務局 本日許可をいただけたらということで、2回目の始末書が添付されておりましたことから、よろしくお願いしたいというふうに考えております。ご審議のほどお願いできればと思っております。

議 長（鈴木 賢一） その他質疑はございませんか。

<岩城 善広委員挙手>

岩城 善広委員 12番岩城です二度とこのようなことはしないということですが、3回目になるような案件があるのか。そもそももう農地を持っていないなら必要ないと思いますが、そうなりそうな案件があるのかどうかを教えてくださいただければと思います。

事務局 申請人の農地の保有状況ですが、自宅内に1筆、そして自宅から少し離れたところに規模としては、数反規模のものでどちらかというに分譲地ができるぐらいの大きな面積のものがありまして、その2筆が最終的に残る形となります。そちらの案件につきましては、転用が出てきた際には十分注意してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

岩城 善広委員 転用がされないで使われてしまうのが問題な訳ですから、転用が出てきた際にはというよりは、ということですよ。

事務局 無断転用がないように地元推進委員にもよく言伝をしておきまして、定期的に見回りをしてもらうような形でお話をしていきたいと思います。よろしくお願いたします。

岩城 善広委員 承知しました。

議 長（鈴木 賢一） その他質疑がないようですので、採決いたします。

本案件について、許可することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議 長（鈴木 賢一） 全委員賛成と認めます。

本案件につきましては許可することといたします。

その他、委員の皆様からのご意見ご質問等がございましたらお願いたします。

<挙手なし>

議 長（鈴木 賢一） ないようなので、以上で第24回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午後2時17分 閉会